

有害物質使用特定施設等の「構造等に関する基準」及び「定期点検に関する基準」一覧表(つくば市版)

27.6.1

項目		基準	構造及び設備に関する基準	定期点検に関する基準		
名称	範囲			点検事項	点検方法	点検記録回数
床面及び周囲	有害物質使用特定施設等の本体の下部、当該施設の稼働及び関連する作業によって流出が想定される範囲(地下貯蔵施設は除く)  マニュアル P45～57	A	1 (必須) 床面が「不浸透性」を有する材料による構造であること (任意) 床面が「耐薬品性」「不浸透性」を有する材質で被覆されていること (必須) 周囲が防液堤・側溝・ためます等の流出を防止する構造であること	破損等の異常確認: 床面・周囲	目視	1年に1回以上
			2 (必須) A1と同等以上の効果を有する措置(※1)が講じられていること	破損等の異常確認: 流出防止構造	目視	1年に1回以上
			3 (必須) 床下の構造が床面からの漏洩を日常的に目視できる構造であること	措置に応じた点検内容	措置に応じた方法	措置に応じた頻度
		B	1 【施設本体が床面に接して設置されている場合】 (必須) 施設本体の底面以外の床面及び周囲が「A1基準」であること (必須) 施設本体からの漏洩等を検知する装置が適切に配置されていること	破損等の異常確認: 底面を除く床面・周囲	目視	1年に1回以上
			2 【施設本体が床面から離して設置されている場合】 (必須) 施設本体の底面以外の床面及び周囲が「A1基準」であること	破損等の異常確認: 流出防止構造	目視	1年に1回以上
				漏洩確認: 施設本体の底面部分	検知装置	1月に1回以上
				漏洩確認: 施設本体の底面部分	目視	1月に1回以上
			施設本体	有害物質使用特定施設等の施設本体(地下貯蔵施設は除く)  マニュアル P58～59	【構造基準なし】	【「床面及び周囲」がA基準の場合】 破損等の異常確認: 施設本体
漏洩確認: 施設本体	目視	1年に1回以上				
【「床面及び周囲」がB基準の場合】 破損等の異常確認: 施設本体	目視	1年に1回以上				
漏洩確認: 施設本体の底面部分	検知装置又は目視	1月に1回以上				
地上配管等	有害物質使用特定施設等に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等で、GLより上に設置されるもの  マニュアル P60～64	A	1 (必須) 漏洩を防止できる「強度」を有すること (必須) 容易に劣化しない「耐薬品性」を有すること (任意) 配管外面が腐食しない「耐腐食性」を有すること	【一般的な構造の場合】 破損等の異常確認: 配管等	目視	1年に1回以上
				漏洩確認: 配管等	目視	1年に1回以上
			2 (必須) 漏洩が目視で容易に確認できるよう床面から離して設置されていること	【床下設置で下部に点検可能な空間がある場合】 破損等の異常確認: 下部の天井部分	目視	1年に1回以上
				漏洩確認: 下部の天井部分	目視	1年に1回以上
		B	(必須) 漏洩が目視で容易に確認できるよう設置されていること	破損等の異常確認: 配管等	目視	1年に1回以上
				漏洩確認: 配管等	目視	1年に1回以上
				破損等の異常確認: 配管等	目視	6月に1回以上
				漏洩確認: 配管等	目視	6月に1回以上

項目		基準	構造及び設備に関する基準	定期点検に関する基準				
名称	範囲			点検事項	点検方法	点検記録回数		
地下配管等	有害物質使用特定施設等に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等でGLより下に設置されるもの (ただし、漏洩が容易に目視できる状態で設置されている場合は、「地上配管等」が適用される)	A	1 (必須) トレンチ内に設置されていること (必須) トレンチの底面・側面が、「不浸透性」を有する材料による構造であること (任意) トレンチの底面の表面が、「不浸透性」「耐薬品性」を有する材質で被覆されていること	破損等の異常確認:配管等	目視	1年に1回以上		
				漏洩確認:配管等	目視	1年に1回以上		
				破損等の異常確認:トレンチ	目視	1年に1回以上		
		2	(必須) 漏洩を防止できる「強度」を有すること (必須) 容易に劣化しない「耐薬品性」を有すること (任意) 配管外面が腐食しない「耐腐食性」を有すること	破損等の異常確認:配管等	配管等の内部の気体 圧力又は水位変動の 確認で行う場合	1年に1回以上(※2) →条件により緩和		
				措置に応じた点検内容	措置に応じた方法	方法に応じた頻度		
				措置に応じた点検内容	措置に応じた方法	措置に応じた頻度		
		B	1 (必須) トレンチ内に設置されていること	破損等の異常確認:配管等	目視	6月に1回以上		
				漏洩確認:配管等	目視	6月に1回以上		
				破損等の異常確認:トレンチ	目視	6月に1回以上		
		2	(必須) 「配管等からの漏洩等を検知する装置」又は「配管等の流量変動を計測する装置」が適切に配置されていること	漏洩確認:配管等	検知装置	1月に1回以上		
措置に応じた点検内容	措置に応じた方法			措置に応じた頻度				
措置に応じた点検内容	措置に応じた方法			措置に応じた頻度				
排水溝等	有害物質使用特定施設等に付帯する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水系統の設備 (ただし、配管形状の場合は、「地上・地下配管等」の適用も可能)	A	1 (必須) 地下への浸透を防止できる「強度」を有すること (必須) 容易に劣化しない「耐薬品性」を有すること (任意) 排水溝表面が「耐薬品性」「不浸透性」を有する材質で被覆されていること	【一般的な構造の場合】 破損等の異常確認:排水溝等	目視	1年に1回以上(※3) →条件により緩和		
				【床下設置で下部に点検可能な空間がある場合】 破損等の異常確認:下部の天井部分	目視	1年に1回以上		
				措置に応じた点検内容	措置に応じた方法	措置に応じた頻度		
		2	(必須) A1と同等以上の効果を有する措置(※1)が講じられていること	措置に応じた点検内容	措置に応じた方法	措置に応じた頻度		
				B	1 (必須) 「排水溝等からの漏洩等を検知する装置」又は「排水溝等の流量変動を計測する装置」が適切に配置されていること	破損等の異常確認:排水溝等	目視	6月に1回以上
						漏洩確認:排水溝等	検知装置	1月に1回以上
		2	(必須) B1と同等以上の効果を有する措置(※1)が講じられていること	措置に応じた点検内容	措置に応じた方法	措置に応じた頻度		
				措置に応じた点検内容	措置に応じた方法	措置に応じた頻度		

マニュアル  
P65～72

マニュアル  
P72～76

項目		基準	構造及び設備に関する基準	定期点検に関する基準			
名称	範囲			点検事項	点検方法	点検記録回数	
地下貯蔵施設	GLより下に設置された有害物質貯蔵指定施設の本体(ただし、人が容易に入ることができる場所に設置されている場合は、「施設本体」が適用される)(付帯する配管等は、「地上・地下配管等」が適用される)	A	1	(必須)「タンク室内設置」又は「二重殻構造」等であること (任意)貯蔵施設の外面が腐食しない「耐腐食性」を有すること (必須)貯蔵施設の内部水量を確認できる措置が講じられていること	破損等の異常確認:貯蔵施設	貯蔵施設の内部の気体圧力又は水位変動の確認で行う場合 上記以外の方法で行う場合	1年に1回以上(※4) →条件により緩和 方法に応じた頻度
			2	(必須)A1と同等以上の効果を有する措置(※1)が講じられていること	措置に応じた点検内容	措置に応じた方法	措置に応じた頻度
		B	1	(必須)貯蔵施設の内部水量を確認できる措置が講じられていること (必須)「貯蔵施設からの漏洩等を検知する装置」又は「貯蔵施設の流量変動を計測する装置」が適切に配置されていること	漏洩確認:貯蔵施設	検知装置 検知装置(有害物質濃度を測定する場合)	1月に1回以上 3月に1回以上
			2	(必須)貯蔵施設の内部水量を確認できる措置が講じられていること (必須)貯蔵施設の内部に「コーティング措置」が講じられていること	破損等の異常確認:貯蔵施設	貯蔵施設の内部の気体圧力又は水位変動の確認で行う場合 上記以外の方法で行う場合	1年に1回以上 方法に応じた頻度
			3	(必須)B1又はB2と同等以上の効果を有する措置(※1)が講じられていること	措置に応じた点検内容	措置に応じた方法	措置に応じた頻度
マニュアル P77~83							
使用の方法	有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転等		(必須) 次の方法で使用されていること ①飛散, 流出, 地下浸透しない方法で作業が行われていること ②施設が適切に運転できる措置が講じられていること ③漏洩時に適切に処理されていること (必須) 次の事項を定めた「管理要領」の策定 ①上記3点に関する「使用の方法」 ②使用の方法に関する「点検方法」「点検回数」	「管理要領」からの逸脱確認 逸脱時の飛散, 流出, 地下浸透の確認	「管理要領」に定めた点検方法	1年に1回以上	
マニュアル P93~95							

(※1) 同等以上の効果を有する「措置」、「点検方法」及び「点検頻度」であることについて、市の確認を得たもの

(※2) 3年に1回以上:危険物の規制に関する規則第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって、消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない場合

3年に1回以上:「配管等からの漏洩等を検知する装置」又は「配管等の流量変動を計測する装置」が適切に配置され、1月に1回以上(有害物質の濃度測定の場合は3月に1回以上)漏洩点検する場合

(※3) 3年に1回以上:「排水溝等からの漏洩等を検知する装置」又は「排水溝等の流量変動を計測する装置」が適切に配置され、1月に1回以上(有害物質の濃度測定の場合は3月に1回以上)漏洩点検する場合

(※4) 3年に1回以上:危険物の規制に関する政令第13条第1項に規定するタンクであって、消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない場合

3年に1回以上:「タンクからの漏洩等を検知する装置」又は「タンクの流量変動を計測する装置」が適切に配置され、1月に1回以上(有害物質の濃度測定の場合は3月に1回以上)漏洩点検する場合

用語の意味、表中の標記の意味

「有害物質使用特定施設等」:有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設

「マニュアル」:地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(第1版)平成24年4月環境省